

令和3年第10回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年10月29日 開会

令和3年10月29日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和3年第10回教育委員会定例会

令和3年10月29日（金）
午後 4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第47号 令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和3年10月分）について
報告第48号 令和3年度滝川市適応指導教室利用状況（前期分）について
- 5 議案審議
議案第18号 新十津川町立学校医療的ケア実施要綱の制定について
議案第19号 新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会委員の委嘱について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	媚 山 孝 裕
学校教育グループ長	石 井 秀 紀

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、午前中の小中学校訪問の引き続きの定例教育委員会ということで、開催さ

させていただきます。よろしくお願ひいたします。本日は、第10回の定例教育委員会となります。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

日程につきましては、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願ひます。

◎媚山主幹

それでは、私から令和3年9月29日から本日10月29日までの行事をまとめておりますのでご説明を申し上げます。まず、10月4日に中学校2年生の総合的な学習で「今の農業と未来の農業」と題し、講師として花月の白石農園代表から農業の楽しさ、難しさ、苦しさ、やりがいなどについての講演がありました。7日には農業現場の見学として白石農園を訪問し、スマート農業の取組や先端農業機械の見学などを行いました。また、同日に、新小5年生の総合的な学習で稲刈り体験が農業高校の実習田で行われました。

稲刈りは、農業高校生の生徒さんに教わりながら、昔ながらの鎌を使い体験をいたしました。10月6日に本日の学校訪問でもお話ありましたとおり、中学校特設道徳講演会がゆめりあホールで開催されました。今年度は音楽バンドを招へいし、バンドメンバーのボーカリスト染谷さん自身の体験をもとに「差別や偏見のない世界を目指して」と題して講演を行い、併せて音楽バンドによる演奏、歌も鑑賞いたしました。続きまして、10月8日にかぜのび10周年を記念して、彫刻家、五十嵐威暢先生より道産材を使った彫刻作品が寄贈され、かぜのびにて作品のお披露目と町からの感謝状を贈りました。当日は、お忙しい中、教育委員さんのご出席いただきましてありがとうございます。続きまして、10月14日にゆめりあにて就学時健康診断が行われました。来年4月の新入学予定児童対象者58人中52人のお子さん方が内科、歯科健診、視力検査などを行いました。

10月20日、中学校の学校祭、また、10月24日、小学校の学芸会の学校行事が開催されました。両行事とも昨年度同様、コロナ感染症予防対策を取りながらの開催となり、久保田教育長が出席しております。次に10月23日、スポーツセンターにて小学生を対象とした軽スポーツ、レクリエーションを組み合わせたチャレンジスポーツを開催し、児童

41人が参加いたしました。当日は、スポーツ推進委員やとっぷ子どもゆめクラブの指導者など6人の協力のもと、怪我もなく無事終了いたしました。続きまして、10月24日、中学校吹奏楽部第38回定期演奏会がゆめりあで開催されました。昨年度同様に新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、招待制として久保田教育長はじめとする208人の鑑賞をいただいたところでございます。続きまして、10月25日に10月26日から28日、兵庫県で開催されます第72回日本学校農業クラブ全国大会に新十津川農業高校の高校生徒2名が出場にあたり仲川校長、出場生徒2名が出場報告に来庁されました。大会は、筆記試験である農業鑑定競技会ということで、農業、生活の2分野に出場しました。昨日、この競技の結果について学校に確認いたしましたところ、残念ながら入賞することはできなかったということで報告をいただいております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第47号令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年10月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに異動はなく、小学校311人、中学校159人、合わせて470人の在籍となっております。特別支援につきましても異動はございませんでした。以上、報告第47号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

◎久保田教育長

報告第47号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第47号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第47号令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年10月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第48号令和3年度滝川市適応指導教室利用状況(前期分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書5ページをお開き願います。令和3年度の4月から9月までの利用状況を説明いたします。滝川市適応指導教室、ふれあいルームにつきましては、様々な事情により不登校となっている児童生徒に対する相談、指導等により自立を支援する場でございますが、小学校は4月から9月まで利用者がありませんでした。中学校は、5月から9月まで利用者、実人数1人、延べ利用日数は11日間となっております。なお、参考といたしまして、令和2年度の前期分の利用状況を下の表のとおり載せてございます。以上、報告第48号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第48号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

昨年と比べてもかなり利用日数が減っていると思われるのですが、その減人分析というか、例えばコロナの影響もあるのか、純粹にその利用する人の事情なのか、その辺のことをお話していただけますか。分かる範囲で。お願いします。

◎鎌田事務局長

分かる範囲でのお答えとさせていただきますが、この中学校の実人数1人につきましては、毎月、不登校生徒ということで、報告が上がってきております。ただ学校でも担任等と情報を話し合ったり、スクールカウンセラーを利用したりなどして、利用の日数は減ってきているという報告は受けております。

◎松倉委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第48号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第48号令和3年度滝川市適応指導教室利用状況(前期分)については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第18号新十津川町立学校医療的ケア実施要綱の制定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書7ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。9ページをお開き願います。日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の保持・増進及び安全な学習環

境を確保するため、新十津川町が派遣する看護師が医療的ケアを行うことにより、児童生徒の学校生活の充実を図るため、この要綱の制定について議決を求めるものでございます。近年、学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等は年々増加しており、医療的ケア児童生徒等を取り巻く環境が変わりつつある状況を踏まえ、今年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立しております。その中におきまして、国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められています。今回、新十津川小学校に転入予定がございまして、当該児童は、特別支援学級の病弱学級に在籍しており、医療的ケアの経管栄養が必要な場合があるため、在籍校では訪問看護師の派遣を受けて対応しております。新十津川小学校への転入に当たっては、先日15日に砂川地区特別支援教育推進委員会に当該児童についてはかった結果、在籍市と同様に特別支援学級の虚弱学級適の判定が出ましたので、訪問看護師の派遣の対応を予定しております。その医療的ケアを実施するために今回要綱を定めるものでございます。7ページにお戻りください。要綱の内容の説明をいたします。第1条の目的は、日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する新十津川町立学校において、児童生徒の健康の保持・増進及び安全な学習環境を確保するため、新十津川町が派遣する看護師が医療的ケアを行うことにより、児童生徒の学校生活の充実を図ることを目的とします。第2条は、医療的ケアの定義、第3条は、医療的ケアの対象となる児童生徒、第4条は、第2条の医療的ケアの定義に規定される内容、第5条は、医療的ケアの実施手続き、第6条は、派遣看護師の業務、第7条から第9条までは、保護者、養護教諭及び学級担任の役割、第10条は、緊急時の対応方法、第11条から第13条までは、実績報告、費用負担等に関して規定をするものでございます。附則といたしまして、この要綱は、令和3年11月1日から施行するものでございます。10ページから16ページまでにつきましては、実施手続きに係る様式等となりますので、説明は省略させていただきます。以上、議案第18号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第18号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

この新十津川町が派遣する看護師さんについて、どこからの出向で来られるのでしょうか。

◎鎌田事務局長

今在籍している学校では、財団で訪問看護をやっている事業所に頼んでそこから看護師の派遣を受けております。当初は、臨時職員ということで看護師を市の方で採用して配置をしていたということなのですけれども、やはり人材の安定的に派遣ができるように訪問看護ステーション等の事業所から今派遣を受けているということですので、本町もこの要綱を定めて実施体制を整えるに当たっては、同じく訪問看護の事業所に対応をお願いを予定しているところです。以上です。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第18号新十津川町立学校医療的ケア実施要綱の制定については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第19号新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書17ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約第4条第4項の規定により委員を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求めるものでございます。1任命しようとする者は、氏名、平塚尚文、所属、人権擁護委員、所属市町名、新十津川町。前任者が人権擁護委員を退任されたことから、滝川人権擁護委員協議会へ後任の推薦依頼をしております。同協議会から同氏の推薦がありましたので後任としての委嘱でございます。任期は、前任者の残任期間となりまして、令和3年10月29日から令和5年6月30日まででございます。以上、議案第19号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第19号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第19号新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、

その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長
ありません。

◎久保田教育長
それでは、以上をもちまして、令和3年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時35分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 荒 山 直 人